

夢に向かって

頑張る若い世代の

教育資金返済を支援します！



そうだ！
白井に定住しよう！



制度の詳細は、市ホームページをご覧ください ▶

白井市若い世代定住促進支援金

検索



支援金

上限 **8万円**



支援期間

最長 **5年間**



5年間で

最大 **40万円**

白井市若い世代定住促進支援金のご案内

制度の概要

注：大学等の在学中に支援対象者認定が必要です。

市では、大学等の進学時から就職時における若い世代の転出を抑制し、若い世代の定住を支援するため、金融機関等から教育資金に係る貸与又は融資を受けた方で大学等の卒業等をした後も引き続き白井市に定住する方に対して、支援金を交付します。支援金の交付にあたっては、大学等の在学中に事前申請を行い、認定を受けた対象者が就職後2年目以降に毎年、市に対して支援金を請求し、**前年度に返済した教育資金に2分の1を乗じた額（上限8万円）を最大5年間（最大40万円）支援金として交付します。**

対象者の要件（事前申請時：大学等の在学中）

以下の全ての要件に該当する方

Check 1



市に住所を有し
現に居住していること

Check 2



大学等に
在学していること

Check 3



28歳以下で大学等を
卒業する見込みであること

Check 4



白井市に定住する
意思を有していること

Check 5



金融機関等から教育資金の貸与を受けている
学生、または保護者が受けている金融機関等からの
教育資金融資の対象となる学生であること

支援金の交付要件（支援金申請時：就職後2年目以降）

大学等の在学中に対象者認定を受け、以下の全ての要件に該当する方

Check 1



事前認定を受けた時から
引き続き、市に住所を有し
現に居住していること

Check 2



現に
就労していること

Check 3



申請日の属する年度の
年度末に30歳以下であること

Check 4



本制度と同種の
助成・補助等を受けていないこと

Check 5



認定の対象である
教育資金の返済を滞納していないこと

Check 6



認定者（融資の場合は保護者を含む）が、
市民税等を滞納していないこと

Check 7



白井市暴力団排除条例第2条に
規定する暴力団員等でないこと

手続きの流れ

対象者

白井市



大学等の在学中

① 支援金支援対象者申請書などを
市に提出

申請内容を確認して、対象者へ
支援対象者認定通知書を送付



就職後2年目以降

② 支援金交付申請書兼請求書などを
市に提出

請求内容を確認して、対象者へ
支援金交付決定通知書の送付、
指定口座へ支援金を交付

8万円（上限）× 5年間（最長）＝ 最大40万円（5年間で）

お問い合わせ 白井市役所 総務部 秘書課 広聴・魅力発信係 ☎047-401-6913（直通）